

○函館市農業漁業用機械等購入資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 函館市農業漁業用機械等購入資金条例(昭和47年函館市条例第42号。以下「条例」という。)第3条に規定する資金(以下「資金」という。)の貸付けについては、条例および函館市農業漁業用機械等購入資金貸付条例施行規則(昭和47年函館市規則第15号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(貸付の対象とする機械器具)

第2条 条例第2条第1号の市長が定める機械器具は、次のとおりとする。

区 分		機械器具
農業用	トラクタ	トラクタ
	耕起・耕うん用機械	碎土機, 耕うん機, 整地用機械, 除石機, その他耕起・耕うん用機械
	管理用機械	播種機, 移植機, 施肥機, 追肥機, 噴霧器, 散布機, 堆肥管理機, 土壌消毒器, 培土機, 被覆機, 空調機, 温室装置, 除草機, 明暗渠用機械, 除雪機(トラクタ着脱機器に限る), その他管理用機械
	収穫・調製用機械	収穫機, 搾乳機, 梱包機, 選別機, 洗浄機, 裁断機, 牧草調整機, その他収穫・調製用機械
	搬送・運搬用機械	搬送・運搬機, 昇降機, その他搬送・運搬用機械
	畜舎施設関係機械	糞尿自動排出装置, 冷却機, 給餌機, その他畜舎施設関係機械
漁業用	推進機関	船外機, エンジン(推進機関用のもの)
	操縦機械	操舵装置, 遠隔操縦装置, 自動航跡記録装置, その他操縦機械
	漁労用機械	動力式釣り機, 電動リール, 電気ショッカー, 揚網機, 揚縄機, 棹揚機, ドラム装置, クレーン, 油圧装置, 海水冷却装置, 海水循環装置, その他漁労用機械
	電気機器	発電機, 変電機, 充電器, 集魚灯設備(メタルハライドランプ, ハロゲンランプを除く。), 集中制御盤, その他電気機器
	電子機器	無線機, レーダー, GPS, ソナー, 魚群探知機, 魚群監視潮流計, その他電子機器
	陸上作業用機械	巻揚機, ドラム装置, クレーン, 水産物運搬車(自動車, 自動二輪車を除く。), 漁網洗浄機, その他陸上作業用機械
	製品化機械	乾燥機, 加温湿機, 昆布圧縮機, 昆布洗浄機, 昆布調整機, 昆布整列機, 換気扇, 人工塩水冷却機, 紫外線殺菌機, 冷凍機, その他製品化機械

(貸付対象者等の要件)

第3条 条例第3条の農業者等または漁業者等で市長が適当と認めるものは、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 市町村税の滞納がないこと。
- (2) 現に函館市農業漁業用機械等購入資金貸付金（次条において「貸付金」という。）の償還金の滞納がないこと。
- (3) 農業協同組合または漁業協同組合（以下「推薦協同組合」という。）の推薦があること、もしくは前年における所得等の額（給与および年金収入額に他の所得額を加算したもの）が、次に掲げる額の合計額に単年度償還額を加算した額以上の額であり、かつ、次条の要件を満たす連帯保証人の承諾があること。

ア 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1第1章1（1）イ（ア）第1類の表60歳～64歳の区分の基準額①に12を乗じて得た額

イ 保護の基準別表第1第1章1（1）イ（ア）第2類の表（以下「第2類の表」という。）基準額①の区分のうち、世帯人員別1人の額に12を乗じて得た額

ウ 第2類の表の地区別冬季加算額I区の区分のうち、世帯人員別1人の額に7を乗じて得た額

エ 保護の基準別表第1第1章1（2）アの表2級地-1の区分の世帯人員別1人の期末一時扶助費の額

(連帯保証人の要件)

第4条 規則第2条および第11条の連帯保証人は、前条第1号、第2号（現に貸付金の貸付けを受けている者に限る。）および第3号後段の要件をすべて満たしていなければならない。ただし、申請者の事業専従者（地方税法に規定する青色事業専従者および事業専従者をいう。）が連帯保証人になる場合における前条第3号後段の前年における所得等の額は、資金の貸付けを受けようとする者の事業に係る給与収入額を除くものとする。

(資金の適正な償還)

第5条 推薦協同組合は、推薦した借受人が適正な資金の償還を行うよう市長と連携し、借受人の販売代金等から当該年度償還額相当額の留保に努め、最優先で償還金を納付するよう指導および助言をしなければならない。

(申請書添付書類の有効期限)

第6条 規則第2条第1項第2号イに規定する書類のうち次に掲げるものについては、市長に規則別記第1号様式の申請書を提出する日前3か月以内に発行されたものでなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 前年の所得の額についての市町村長の証明書
- (3) 登記事項証明書

2 規則第11条第2項に規定する書類のうち前項第1号および第2号に掲げるものに

については、市長に同項に規定する変更申請書を提出する日前3か月以内に発行されたものでなければならない。

- 3 規則第2条第1項第2号に規定する保証意思宣明公正証書の正本の写しまたは謄本もしくはその写しについては、規則第4条の規定による貸借契約の締結予定日前1か月以内に作成された保証意思宣明公正証書についてのものでなければならない。
- 4 規則第11条第2項に規定する保証意思宣明公正証書の正本の写しまたは謄本もしくはその写しについては、同条第5項の規定による連帯保証人の変更に関する契約の締結予定日前1か月以内に作成された保証意思宣明公正証書についてのものでなければならない。

(契約に伴う添付書類)

第7条 規則第2条第1項第2号のイに規定する場合で、規則第4条の規定による契約を締結するとき、借受決定者は、印鑑登録証明書を市長へ提出しなければならない。

2 規則第11条第5項の規定による契約を締結するとき、借受人は、新たに連帯保証人となる者の印鑑登録証明書を市長へ提出しなければならない。

3 第1項および第2項に規定する印鑑登録証明書については、契約日前3か月以内に発行されたものでなければならない。

(推薦書の様式)

第8条 規則第2条第2号アの推薦書は、別記第1号様式のとおりとする。

(連帯保証人の変更承認申請書等)

第9条 規則第11条第2項の変更申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第11条第2項の確認書は、別記第3号様式によらなければならない。

3 規則第11条第4項の通知書は、別記第4号様式によらなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年12月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第8条関係）

函館市農業漁業用機械等購入資金貸付申請に係る推薦書

年 月 日

函館市長 様

所在地 協同組合の主たる事務所の
所在地

推薦者

氏 名 協同組合の名称および代表
者の氏名 印

下記組合員は、函館市農業漁業用機械等購入資金の貸付けを希望しておりますが、経営状況や資産の状況等が良好であると認められることから、資金の貸付けの対象者として推薦いたします。

なお、償還金の回収および遅延・滞納が発生した場合等については、全面的に協力することを確約します。

記

住所	氏名	備考
函館市		

別記第2号様式（第9条関係）

連帯保証人変更申請書

年 月 日

函館市長 様

住所
申請者 氏名

函館市農業漁業用機械等購入資金貸付の連帯保証人を次のとおり変更したいので、申請します。

1 連帯保証人

(1) 現連帯保証人氏名

(2) 新連帯保証人

氏 名	印
現 住 所	(電話)

2 変更の理由

別記第3号様式（第9条の2関係）

確 認 書

年 月 日

函館市長 様

住所

氏名

借受人から保証の委託を受けるに当たり、下記の事項に関する情報の提供が借受人から書面をもって行われたことを確認します。

記

- 1 借受人の財産および収支の状況
- 2 本件主債務（ 年 月 日付けで借受人と市長との間で締結された機械等購入資金の貸付契約に基づき、借受人が市長に対し負担する一切の債務をいう。以下同じ。）以外に借受人が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況

別記第4号様式（第9条の3関係）

連帯保証人変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった連帯保証人の変更については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

連 帯 保 証 人	変 更 前		変 更 後	
	氏名		氏名	

2 不承認

理由